

第7章 税制改正の概要

平成13年度

平成13年度通商産業省関係税制改正の概要（平成12年12月）

1. 経済構造改革の推進

(1) 会社分割税制の創設と企業組織再編税制の抜本改革

商法改正に対応した会社分割税制を創設するとともに、合併、現物出資など既存の組織再編税制全体を抜本改革し、21世紀の大競争社会に対応した戦略的な組織再編を促進する。

① 創設された会社分割税制の概要

一定の会社分割に対し税制措置を創設し、企業の柔軟な組織再編を可能にする。

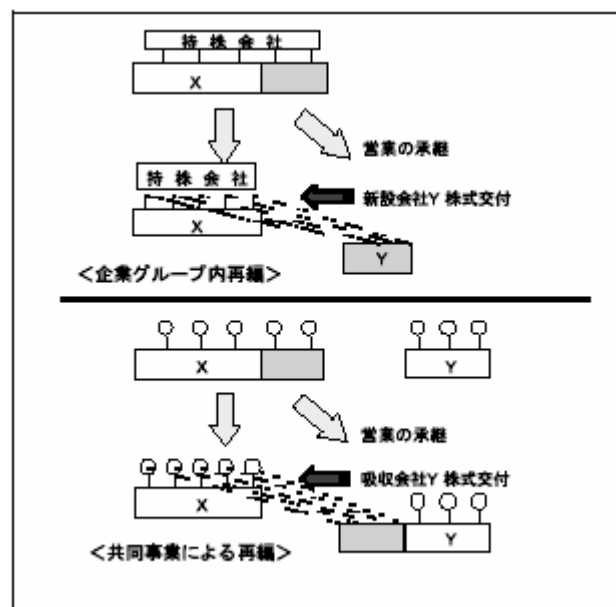
〔対象〕

- 持株比率50%超の企業グループ内の組織再編
- グループ外企業と共同事業を行うための組織再編

〔税制措置〕

- 資産移転に係る簿価承継の許容（譲渡益課税の繰延べ）
- 引当金・準備金等について承継を原則許容
- 株主へのみなし配当課税の不適用
- 登録免許税、不動産取得税等を合併並みに減免等

（資本登記 7/1,000→1.5/1,000（本則）、不動産登記 50/1,000→6/1,000（租特5年）



② 合併・現物出資など既存の組織再編税制の抜本改革

合併・現物出資などの既存の組織再編税制についても対象及び税制措置の大幅拡充を行ったほか合併における「繰越欠損金の引継ぎ」など従来からの懸案事項を一掃する。

〔対象〕

- 持株比率50%超の企業グループ内の組織再編

○グループ外企業と共同事業を行うための組織再編

〔税制措置〕

合併

○繰越欠損金等の引継の許容

（従来は、一切認められておらず、長年の懸案事項）

○株主へのみなし配当課税の不適用

（従来は、現金の授受がない場合であっても課税）

現物出資

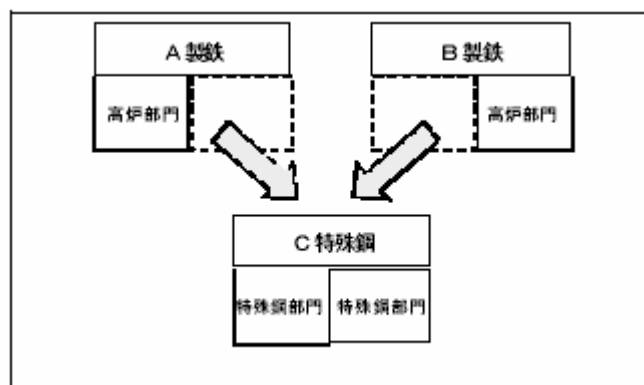
○共同現物出資における譲渡益課税の繰延べ

（従来は、産業再生法認定企業など限定された場合のみ許容）

○引当金、準備金について承継を原則許容

（従来は、現物出資における引当金、準備金等の承継は原則不可）

◆合併における繰越欠損金の承継



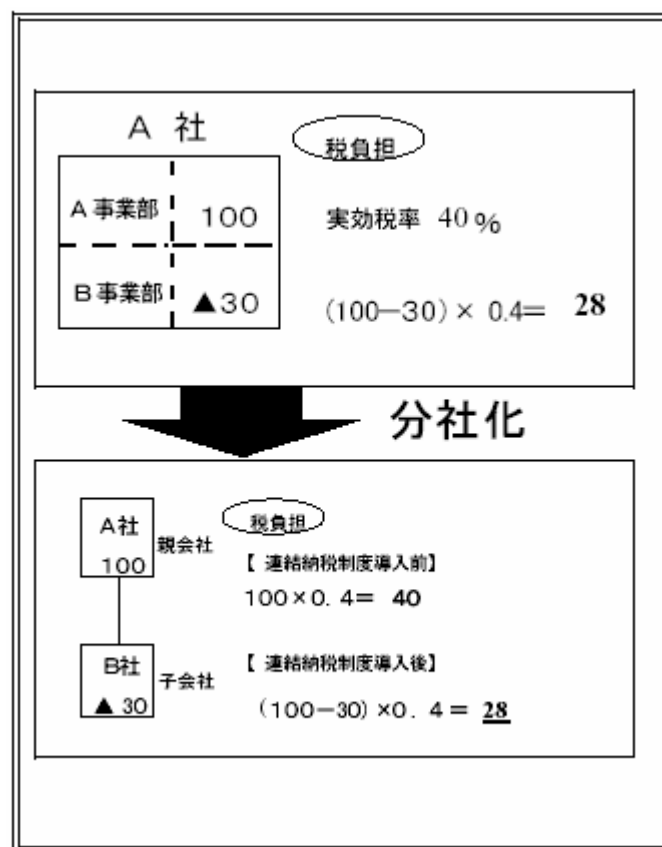
◆共同現物出資における譲渡益課税の繰延

(2) 連結納税制度の導入

連結納税制度については2002年度における導入を目指す。

○一定の企業グループを課税単位とする本格的な連結納税制度の導入により事業組織の選択に対する税制の中立性を確保し、事業組織の再構築を円滑化。

○既に導入している主要先進国と伍した競争が実現。

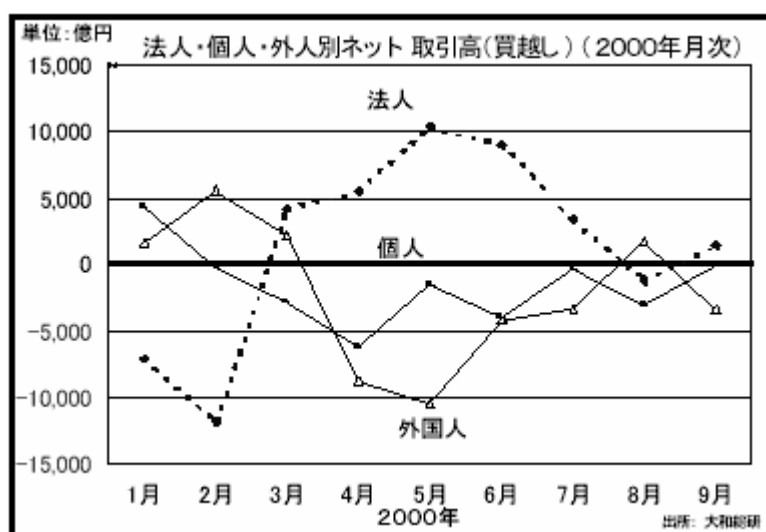


(3) 金融税制改革

① 株式譲渡益課税における源泉分離方式の延長等

現下の経済情勢、株式市場の動向等を踏まえ、株式譲渡益課税の源泉分離方式を2年間延長する。

それ以降の申告分離課税のあり方については、直接金融を担う株式市場の役割や一般投資家の参加等の観点より、譲渡損失の取扱い等を含め、一本化にあわせて検討する。



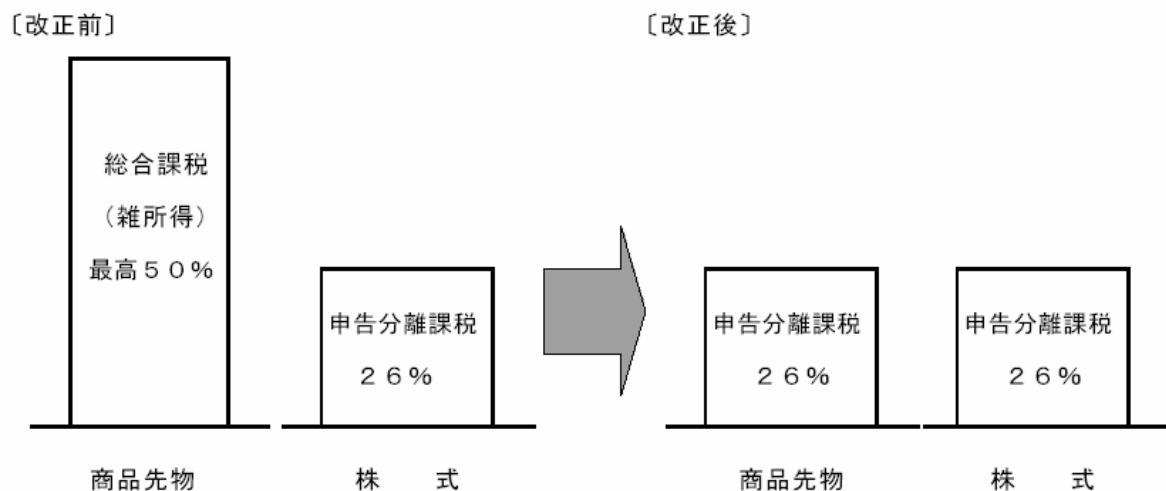
株式譲渡益課税の各国比較

	日 本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
税 制	申告分離・源泉分離 (26%)	総合課税 (長期は分離 20%)	総合課税	申告分離課税 (26%)	原則 非課税
先物等との損益通算の可否	不可	一般所得と可 (上限年 3000 万ドル)	先物と可	一般所得と可	先物と可
損失繰越	不可	無期限	無期限	5 年	—
利子所得に対する税率	源泉分離課税 20%	総合課税	総合課税	総合・源泉分離選択課税	総合課税

(注) 個人金融資産の直接金融市場に対する割合は日本 8 %、米国 44 %

② 商品先物税制の抜本改革

国際水準の先物市場の実現を図るため、商品先物取引による所得について、株式の譲渡所得と同様に申告分離課税とし、税率を 26%とする（個人投資家の市場参加を円滑化し、商品先物取引のリスクヘッジ機能等を向上させるための 2 年間の租税特別措置する。



(注) 株式の税率は申告分離課税の場合の税率（源泉分離課税の場合は）20%

(4) 住宅税制改革

住宅ローン税額控除制度の終了に伴い、現行制度を改組した新しい制度を創設するとともに、特定の居住用財産の買換え特例を拡充・延長。景気を本格的軌道に乗せるとともに、良質な住宅ストック形成の促進に万全を期す。

① 新しい住宅ローン減税

〔制度概要〕

個人が住宅を新築(増改築等を含む)又は取得し、6 か月以内に入居した場合に年末のローン残高に対応した税額控除する（最大税額控除額 500 万円）。

新しい住宅ローン減税 10年間	
控除期間	10年間
対象住宅ローンの範囲	居住用住宅所得+敷地取得、増改築等
ローン残高限度額	5,000万円(対象ローン金額に上限なし)
床面積要件	50㎡以上
控除方式	税額控除(年末のローン残高に一律の控除率を乗じて得た金額)
控除率	1～10年目まで 1%
最大控除限度額	500万円
所得要件	3,000万円以下



住宅ローン税額控除制度 15年間	
控除期間	15年間
対象住宅ローンの範囲	居住用住宅所得+敷地取得、増改築等
ローン残高限度額	5,000万円(対象ローン金額に上限なし)
床面積要件	50㎡以上
控除方式	税額控除(年末のローン残高に一律の控除率を乗じて得た金額)
控除率	1～6年目まで 1%、7～11年目まで 0.75%、12～15年目まで 0.5%
最大控除限度額	587.5万円
所得要件	3,000万円以下

(参考)①住宅投資額は 23.9 兆円(平成 9 年度名目ベース) GDP の約 5%

②住宅投資が誘発する他産業部門を含めた生産誘発額は約 44.0 兆円

② 特定の居住用財産の買換え特例

〔制度概要〕

居住用財産の買換え時に譲渡損失が発生した場合、3 年間の損失繰越を認める。

〔改正内容〕

床面積要件を緩和(240㎡→280㎡)した上で、適用期限を延長(3 年)する

(5) 土地税制改革

土地譲渡益重課税制度の適用停止期間を 3 年延長し、土地取引の活性化、土地の有効利用を促進する。また、長期保有土地に係る買換え特例についても 3 年間延長する。

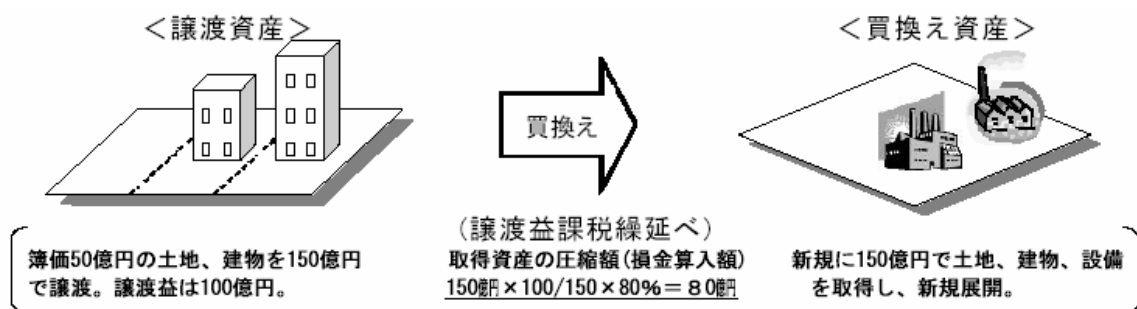
① 土地譲渡益重課の適用停止の延長

○長期所有土地(5 年超保有)譲渡益に対する 5%追加課税の適用停止

○短期所有土地(5 年以下保有)譲渡益に対する追加課税の適用停止等 10%

② 長期保有資産に係る買換え特例の延長

〔制度概要〕10 年超保有の土地・建物等の買換えの場合に、譲渡益課税繰延べ(圧縮割合 80%)



(6) IT革命の基盤整備

① 電子計算機の法定耐用年数の見直し

IT革命の中核をなすコンピュータ(電子計算機)の法定耐用年数を抜本的に短縮(恒久税制)する。

我が国のIT基盤を構築するとともに、IT投資を促進(昭和 39 年以来 36 年ぶりの改革)する。

〔改正内容〕

○電子計算機の 98%を占めるパーソナルコンピュータの法定耐用年数(現行 6 年)を 4 年に短縮

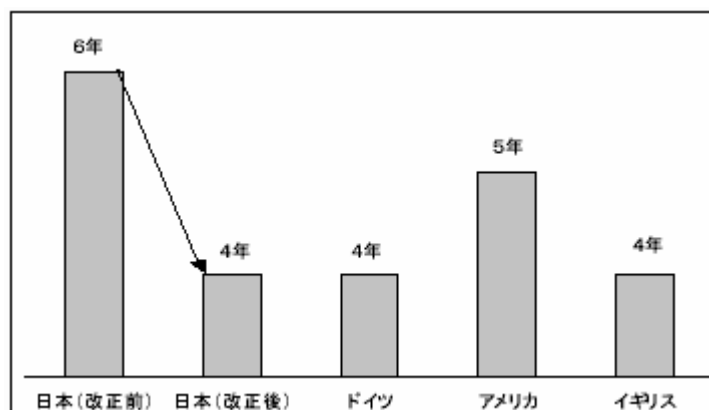
○パソコンに付属する周辺機器(プリンターなど)の耐用年数もパソコンにあわせ 4 年に短縮(パソコンと同時に償

却する場合に限る)

○パソコン以外の電子計算機(ネットワーク用サーバーを含む)についても現行6年を5年に短縮
〔改正の効果〕

- パソコンの初年度償却率は32%から44%に
- 中小企業投資促進税制(3割特償)との併用により、初年度償却率は74%に
- 毎年約500億円の減税・投資促進効果
- 主要先進国と同等の水準を実現

諸外国のパソコン法定耐用年数



② IT関連租税特別措置

電子計算機買戻損失準備金制度(延長)

〔概要〕 レンタルの中途解約に伴う損失(買戻損失)
に対する準備金積立を認め、コンピュータ
レンタルの基盤強化



幅広い企業に水準の高い
コンピュータを導入

プログラム等準備金制度(延長)

〔概要〕 汎用プログラムの開発、高度なソフトウェ
アやサービスの開発、データベースの構築、
統合システムの保守等に対し準備金積立を認める。



良質のソフトウェア、システムが
潤沢に供給される環境づくり

(7) 自動車関連税制の改革

① 自動車税における環境配慮化(グリーン化)促進

一定の環境負荷の小さい車を軽課、環境負荷の大きい車に重課(全体として税収中立)。

【軽課】 排ガス性能の良い車、低燃費自動車等を取得後2年間、概ね13%~50%の軽課

【重課】 原則として、保有11年超のディーゼル車、保有13年超のガソリン車に概ね10%の重課

適用対象車種		およその軽減幅
低公害車(ハイブリッド車を除く)		▲50%
低燃費車	最新排出ガス規制値の75%以上低減した車(☆☆☆)	▲50%
	50%以上低減した車(☆☆)	▲25%
	25%以上低減した車(☆)	▲13%
保有11年超ディーゼル車、13年超ガソリン車		+10%

② 自動車取得税における環境配慮化促進

(イ) 低燃費車に係る軽減措置（30万円控除）の延長（1年間）

（対象）省エネ法に基づくトップランナー基準早期達成車（低排出ガス認定車に限る）

（税制措置）課税標準の特例措置（30万円控除）→自家用車で15,000円、軽・営業用で9,000円の軽減

(ロ) 低公害車に係る自動車取得税の軽減措置（延長）

（対象）電気、天然ガス、メタノール自動車など：2.7%軽減、ハイブリッド乗用車は2.2%軽減

(ハ) 改正自動車NOx法に係る自動車取得税の軽減措置（延長、新設）※括弧内は営業用車の場合

○改正自動車NOx法による廃車代替（特定地域内）：2.3%軽減(5.0%(3.0%)→2.7%(0.7%))

（注）2.3%軽減はH13年10月～15年3月末迄。15,16年度取得1.9%、17,18年度1.5%、19,20年度1.2%と逡減

○ディーゼル車を廃車代替（特定地域外）

車両総重量3.5t以下：ガソリン車に代替の場合に0.5%軽減（5.0%(3.0%)→4.5%(2.5%))

車両総重量3.5t超：最新規制適合車に代替の場合に0.5%軽減（5.0%(3.0%)→4.5%(2.5%))

(ニ) 最新排出ガス規制適合車に係る自動車取得税の軽減措置（平成14年規制適合車の追加）

○H13.4.1～H14.9.30に取得の場合 1.0%軽減（5.0%（3.0%）→4.0%（2.0%））

○H14.10.1～H15.2.28に取得の場合 0.1%軽減（5.0%（3.0%）→4.9%（2.9%））

(ホ) 低公害車の燃料等供給設備に係る特例措置の延長

③ 自動車リサイクルの促進（自動車重量税還付制度）

与党税制改正大綱の検討事項に以下を明記する。

「自動車重量税については、使用済み自動車の不法投棄防止及び自動車リサイクルの促進の重要性にかんがみ、使用済み自動車が適正処理された場合のインセンティブ措置について立法措置を含めた自動車リサイクルシステムの整備と併せ、課税趣旨や執行等も含めた幅広い観点から引き続き検討する」

④ 中小企業投資促進税制の延長

車両総重量3.5ト以上のトラックの取得に対する特別償却（30%）又は税額控除（7%）をする

(8) 軽油引取税課税免除の拡充

軽油引取税につき、特定の機器に使用する軽油についての免税措置を講ずる。

① 一定の生コンクリート製造業において、生コンクリート製造用機器に用いる軽油の軽油引取税を課税免除

〔対象機器〕：ショベルローダー、ホイールローダー、バックホー、フォークリフト、ブルドーザー

② ゴルフ場のコース整備用機器に用いる軽油の軽油引取税を課税免除

〔対象機器〕：リールモア、ロータリーモア、乗用スローパー、乗用目土散布車

2. 社会基盤の整備

(1) 企業年金改革（統一的企業年金制度の創設）

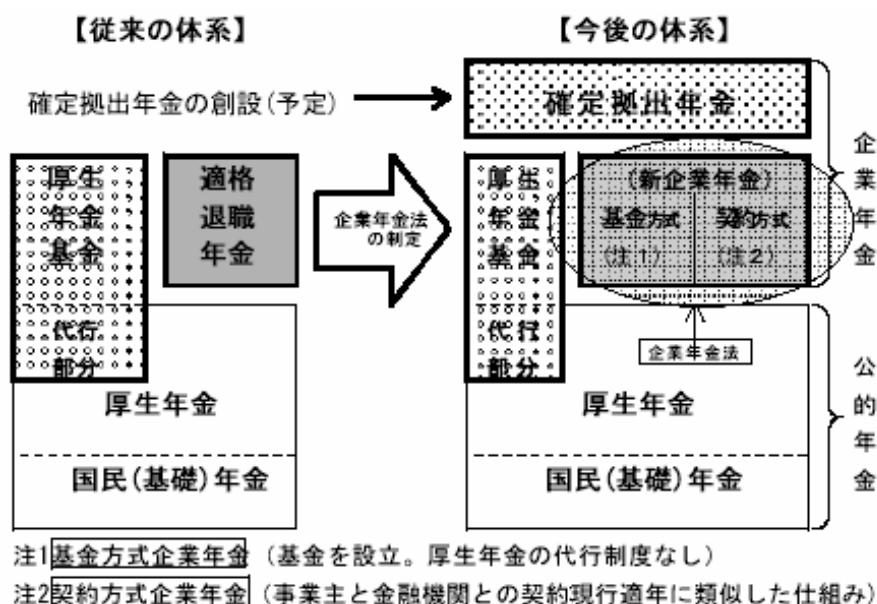
従業員の受給権保護を図る観点から、統一的基準を定めた新制度を創設（企業年金法の制定）。また、特別法人税は2年間の課税凍結を延長する。

企業年金法制定による新制度の税制措置

拠出時 (掛金)	企業拠出は損金算入(全額非課税) 従業員拠出は生命保険料控除を適用 (年額5万円まで)
運用時	課税(ただし、特別法人税が課税凍結のため、実質非課税)
給付時	年金での受給は公的年金等控除、 一時金での受給は退職所得課税を適用
○企業年金制度間の資産の移管は非課税	

☆特別法人税は、平成14年度まで凍結

企業年金法制定後の年金制度体系



<企業年金法制定によるメリット>

- 企業が選択する企業年金制度に左右されることなく、従業員の受給権の統一的な保護が図られる。
- 厚生年金基金において強制であった公的年金の代行部分を国に返上できる(企業負担の軽減が図られる)。
- 基準を統一化することで、これまでできなかった企業年金制度間の資産移管が可能となる。

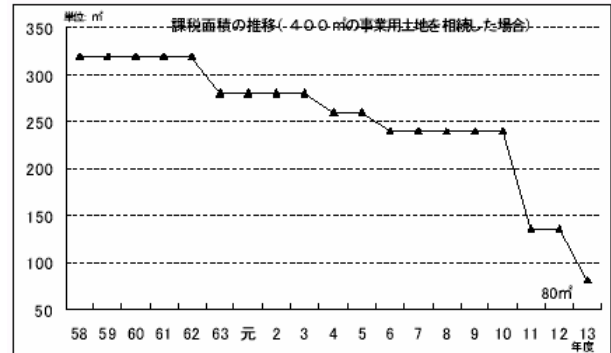
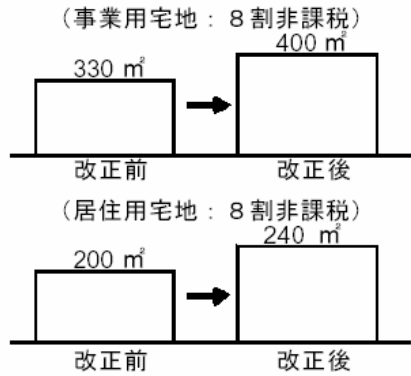
(2) 相続税・贈与税改革

平成13年度改正において、相続税における特定小規模宅地の特例を拡充するとともに、贈与税の基礎控除額を約2倍に引き上げをする(これに伴い住宅資金贈与の特例の限度額も300万円から550万円に引上げ、事業承継の円滑化、資産の有効活用に万全を期す)。

① 特定小規模宅地(事業用・居住用)の特例の拡充

- 特定小規模宅地の特例(8割非課税)について、対象面積の拡充を行い、中小企業者の事業承継負担を軽減(事業用宅地 330㎡→400㎡、居住用宅地 200㎡→240㎡)。

【改正の概要】

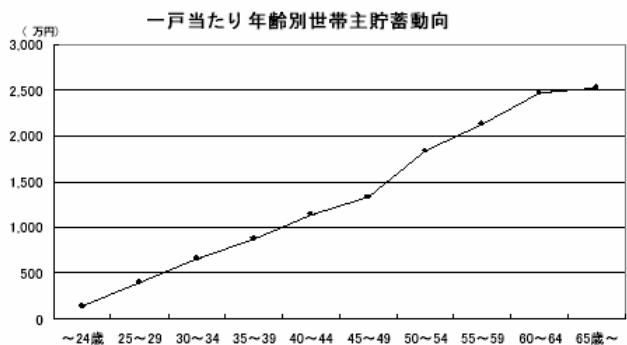
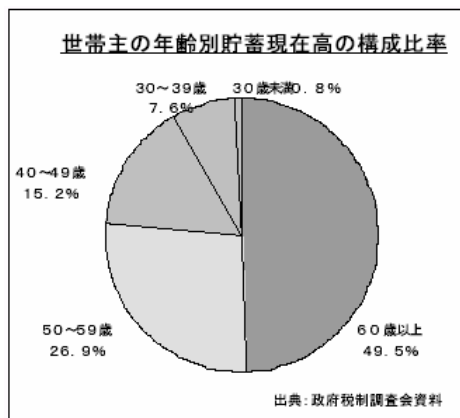


② 贈与税の基礎控除額の引上げ

昭和50年度以来、25年ぶりに、基礎控除額を引き上げ、貯蓄の多い高齢者から若年層への資産移転、有効活用に向けた基盤を抜本的に整備する。

【改正の概要】

- 基礎控除額の引上げ現行 60 万円→110 万円
- 住宅資金贈与の特例の限度額現行 300 万円→550 万円



(3) NPO法人の活動基盤の整備

ボランティア活動等に多くの国民が参加しやすい市民活動組織を育成・活性化する観点から、一定の要件・基準を満たすNPO法人に寄附をした者について、所得税、法人税及び相続税の特例措置を創設する。

〔対象〕

以下のような要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたNPO法人

- 基本的要件（適切な情報公開、事業内容、組織運営の適正性等）
- 広く一般からの支援を受けているか。
- 広く一般を対象とした活動を行っているか。等

〔税制措置〕

- 認定NPO法人に対する寄附金に対し、所得控除（個人・損金算入（法人））
- 相続財産等の寄附に関する相続税の課税価格の基礎への不算入

新しい寄附金制度（概要）

（平成 13 年 10 月 1 日以降の予定）

個人（所得税）	控除限度額	法人（法人税等）	損金算入限度額	個人（相続税）	相続税課税価格
・国・地方公共団体 ・指定寄付金 ・特定公益増進法人 ・政党等 ・ 認定NPO法人	合計 [所得の 25 %－1 円] まで所得控除可	一般寄附金 ・特定公益増進法人 ・ 認定NPO法人	損金算入可（限度額※1） 一般寄附金と同額まで損金算入可 （一般寄附金とは別枠）	・国又は地方公共団体 ・特定の公益法人 ・ 認定NPO法人	不 算 入

※1 資本等の金額の 0.125%＋所得の 1.25%（資本又は出資を有しない法人は所得の 2.5%）

※2 法人の国税については、国又は地方公共団体への寄附金、指定寄附金は、全額損金算入可

※3 法人の地方税（法人住民税法人税割・法人事業税）については、国税の課税の取扱いが反映

3. 本格的な景気回復軌道の確保

(1) 中小企業投資促進税制の延長

あらゆる機械設備投資を対象とした中小企業投資促進税制を延長する。

〔制度概要〕

中小企業者等が機械設備等を取得し、又はリース契約により賃借した場合に 7 %の税額控除又は初年度 3 0 %の特別償却する。

（注）対象設備：○取得価額 230 万円以上の機械及び装置（リースの場合は 300 万円以上）、

○電子計算機等の特定の器具・備品（同一種類の取得価額合計が 100 万円以上のもの（リースは 140 万円以上））

○トラック（車両総重量が 3.5 トン以上） ○船舶

〔延長後の期限〕平成 14 年 3 月 31 日

(2) 中小企業技術基盤強化税制の延長

中小企業の研究開発を支援するため、中小企業技術基盤強化税制を延長する。

〔制度概要〕

中小企業者の支出した試験研究費に対する税額控除する（6 %→10%）。

〔延長後の期限〕

平成 14 年 3 月 31 日

4. 租税特別措置（主要項目）

(1) 環境関連税制の拡充

○公害防止用設備の特別償却制度等の延長・拡充（PCB処理設備の追加）

〔制度概要〕

環境負荷を低減するため、事業者が設置する公害防止用設備に対して特別償却（16%）・固定資産税等の軽減、特別土地保有税非課税する。

〔拡充内容〕

PCB処理設備を対象に追加する

○脱特定物質対応型設備の特別償却制度等の延長・拡充

〔制度概要〕

オゾン層を破壊する特定フロンの使用設備から代替物質の使用設備への転換の支援のため、対象設備を設置した場合、特別償却（16%）及び固定資産税の特例である。

〔拡充内容〕

特定フロン等を回収・破壊する装置を特別償却の対象設備に追加する。

(2) その他租税特別措置の延長

① 経済構造改革関連

○産業再生法に係る税制措置の延長

【制度概要】

登録免許税の軽減(会社設立時0.7%→0.15%)、欠損金繰越期間の延長(5年→7年)等

○試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度の延長

【制度概要】

過去5年のうち上位3年の試験研究費の平均から増加した額の15%の税額控除を認め、研究開発の促進を図る。

○揮発油税及び地方道路税の免税対象の追加

【制度概要】

石油化学製品の製造等のための揮発油に対し揮発油税及び地方道路税を免税する。

【改正内容】

今後需要が増大するポリアクリル酸系樹脂（紙おむつ等の材料）製造に係る揮発油（重合用）を免税対象に追加する。

○技術等海外取引に係る所得の特別控除制度の延長

【制度概要】

途上国への技術等の輸出に際し収入金額の12%を所得控除する。

② 中小企業関連

○中小企業者の機械等の特別償却制度の延長

【制度概要】

中小企業者等が一定の機械装置を取得した場合に特別償却する（償却率11%）。

○「中小企業創造的事業活動促進法」関連税制措置の延長

【制度概要】

一定の設備等について特別償却(30%)、税額控除(7%)、欠損金の繰越期間延長(5年→7年)等を認め、中小企業の創造的事業活動を促進する。

○「中小企業経営革新支援法」関連税制措置の延長

【制度概要】

一定の機械等の割増償却を認め(27%)、認定中小企業者等について経営基盤を強化する。

○商工中金等の抵当権設定登記等に要する登録免許税の軽減措置の延長

【制度概要】

融資に伴う抵当権設定の登記等につき登録免許税の税率を軽減（例：不動産：0.4%→0.1%）し、中小企業への融資を円滑化。商工中金及び信用保証協会が行う。

(3) その他

○鉱業所得の課税の特例制度（減耗控除制度）の延長

（探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）

○電線類の地中化設備にかかる課税標準の特例措置の延長

〔制度概要〕

都市環境向上等のため、電線類地中化のための設備に対し固定資産税の課税標準の特例（取得後5年間5／6）

※電線類地中化率（ロンドン、パリ：100%、ニューヨーク 72.1%、東京 3.1%）

○特定災害防止準備金制度の延長

〔制度概要〕

採石場の跡地処理工事の費用を準備金として積立てを認めることにより、資金力の乏しい採石業者等に対し跡地処理工事を確実に行わせ、採掘跡地の災害を防止する。

○鉱業用坑道等の特別償却制度の延長

〔制度概要〕

生産維持に必要な坑内設備（坑道、軌道、機械等）の一括償却（単年度償却）を認め、過度の減価償却費の増加を防ぐ。

5. 外形標準課税

○導入を見送り

6. 消費税改革

○平成13年度与党税制改正大綱において改革の方向性を明記

「今後の税制における消費税の重要性にかんがみ、制度に対する国民の信頼を高める観点から、今後、消費税全体の見直しを行う際に、納税者の事務負担にも配慮しつつ、中小特例措置、インボイス方式、申告納付制度のあり方などについて検討を行うとともに、消費者の便宜を図る観点から総額表示の普及に取り組む。」

平成14年度

平成14年度税制改正について（平成13年12月）

1. 経済構造改革の推進

(1) 連結納税制度の導入

経済界あげての6年越しの要望であった連結納税制度を、2002年4月から導入することが決定する（極めて異例だが、遡及して来年4月から実施されることとなる。）。

グループ経営に移行している企業の経済実態に対応した連結納税制度を創設することにより、グループ経営を促進し、企業の国際競争力を強化する。

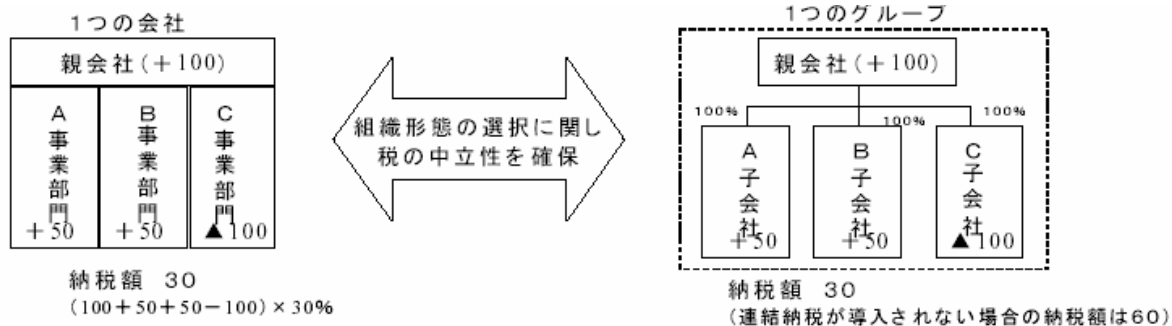
創設後、2年間に限り2%の連結付加税が課されることとなったが、2年後の確実な撤廃が必要である。

【連結納税制度の概要】

親会社と同一視する一定の子会社群（100%子会社）を含めたグループを一つの「課税単位」として課税する制度である。

○連結所得金額はグループ内の個社の所得と欠損を通算して算出。

○グループ内で行われた資産の譲渡等によって生じる譲渡損益は課税を繰延べ。



【連結納税制度導入の効果】

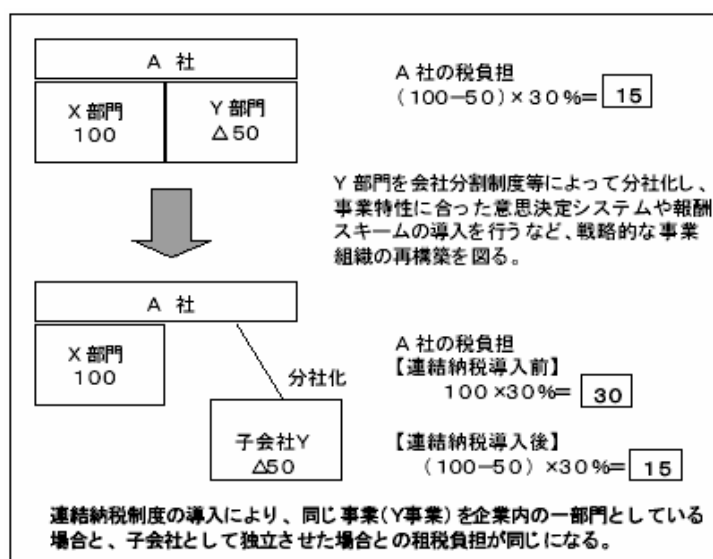
○グループ経営の推進

連結納税制度の導入により、企業の組織形態に対する税の中立が確保され、グループ経営の阻害要因となっている企業の組織再編成に伴う税負担の増加という現行税制上の問題が解消される。

これにより企業戦略を最大限有効に機能させるグループ経営が推進される。

○ベンチャー創業支援

連結納税制度の導入により、ベンチャー企業の創業赤字をグループ所得と通算することが可能になり、ベンチャー創業の促進に非常に大きな効果がある。



我が国企業の国際競争力の維持・強化、経済構造改革の推進に寄与

(2) ベンチャー企業等育成支援

① ストックオプション税制の拡大

商法改正を踏まえ、ストックオプション税制について、①適格対象者の拡大（自社の役職員のみ→自社及び 50%超グループ会社の役職員）及び②年間権利行使限度額の拡大（1,000 万円→1,200 万円）を行い、米国並の税制優遇水準

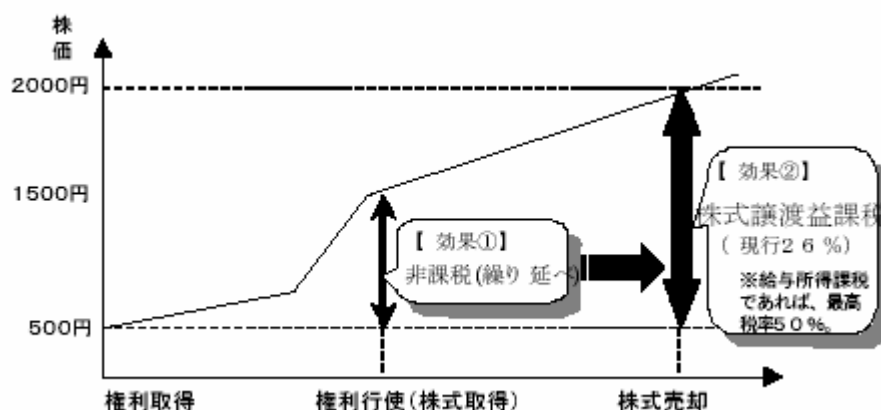
が実現する。

【ストックオプション税制とは（下図）】

ストックオプションの権利行使時の課税を非課税として株式売却時まで繰り延べ（効果①）、課税を株式譲渡益課税とみなすものである（効果②）。

【商法改正】

今般の商法改正（来年4月1日施行）は、ストックオプション制度について、①付与対象者制限（自社の役職員のみ）を撤廃し、②付与対象株（発行済株式総数の1/10以内）を撤廃。この商法改正を有効ならしめるために、税制の拡大が必要であったところである。



【税制拡大の効果】

主なグループ会社の役職員に対して、「税制の優遇を受けられるストックオプション」を付与可能に、また、年間権利行使限度額も拡大され、付与のインセンティブが増大する。

企業組織再編税制の整備及び連結納税制度の導入により今後一層進展するグループ経営全体も含めて、ベンチャー企業が有能な人材を確保することが可能になる。

（参考）米国におけるストックオプション税制

適格対象者；50%以上の資本関係を有する会社において付与日から行使日の3ヶ月前までの間雇用関係がある役職員

年間権利行使限度額；年間10万ドル

（注）米国では、「権利行使から株式売却まで1年以上経過していること」等の我が国にはない要件も設定されている。

② エンジェル税制適用の円滑化

投資事業組合（ベンチャーファンド）を通じたエンジェルの投資について、所要の実務上の措置を講じた上で、エンジェル税制が適用されることを明確化する。

上記を踏まえ、適用の要件となる「投資契約」が備えるべき内容を簡素化する（これまでは画一的。）

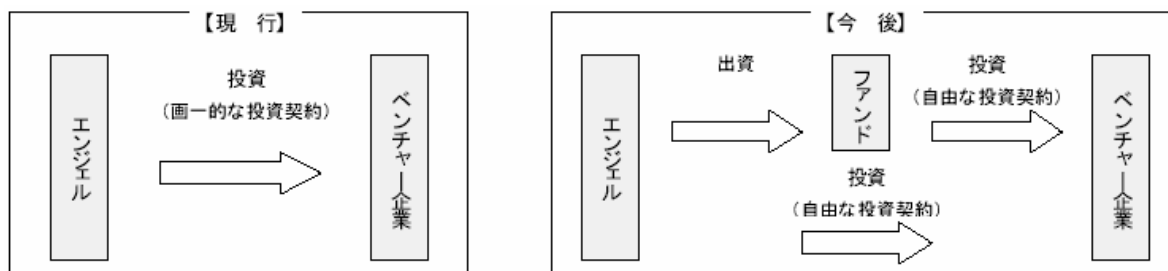
【エンジェル税制とは】

ベンチャー企業に対して個人（エンジェル）が投資した場合、一定の手続きにより、

- ・ 譲渡益が発生した場合には、当該利益を1/4に圧縮（譲渡益の3/4が非課税。）
- ・ 譲渡損失が発生した場合には、当該損失を翌年以降3年間繰り越して他の株式譲渡益と通算可能。

【制度の効果】

ファンドを通じた個人投資にもエンジェル税制が円滑に適用されることで、ベンチャー企業への資金流入が加速する。



③ 私立学校等の受託研究収入に係る非課税措置の創設

私立大学等が行う受託研究に係る事業については、一定の条件を満たすものを非課税とする。

【制度の効果】

受託研究による外部資金拠出の促進により、産学連携の強化及び大学に潜在する研究成果の事業化促進（大学発ベンチャーの創出）に大きく寄与する。

(3) 金融関連税制等

① 株式資本市場の活性化に向けた税制の整備

前臨時国会において、株式資本市場の活性化に向けた証券税制改正案が成立したところ。併せて、申告分離課税への一本化ための円滑な移行措置を講ずる。

(イ) 臨時国会で措置した証券税制改正

○平成 15 年 1 月より申告分離一本化（3 ヶ月前倒し）

○申告分離一本化に併せ、上場株式の譲渡益に係る税率 20%への引下げ※及び譲渡損失繰越を 3 年間容認

※但し、平成 15 年から 17 年までの 3 年間に譲渡した 1 年超保有の上場株式に係る税率を 10%とする措置あり。

○緊急投資優遇措置の創設（平成 14 年末までに購入した株式につき、1,000 万円を限度として 2 暦年（平成 15、16 年）保有し、平成 17 年から 19 年までの 3 暦年の間に譲渡した場合は譲渡益非課税とする）。

(ロ) 申告分離一本化のための円滑化対策

○証券会社に一定の要件を満たす特定口座を設定し、本口座を通じて取得した株式を譲渡する場合は、証券会社が顧客の株式譲渡益を計算し、税額の徴収と納税を代行。（納税は月ごと。）この場合、確定申告が不要となる。

(ハ) 商品先物取引

○商品先物取引については他の金融商品等と同様に課税の適正化について、公平等の観点を踏まえつつ「引き続き、検討する。」と税制改正大綱において明記。

② 金庫株導入に対応した税制の整備

【制度の概要】

会社が保有する自己株式を処分する場合（売却処分、代用自己株、ストックオプション）は、資本等取引として扱われ、結果として非課税となる。

【制度の効果】

企業の資本政策の自由度を高めるとともに、事業再編等への活用により企業経営の機動性を向上する。

③ みなし配当課税の特例措置の延長

【制度の概要】

自己株式取得に係るみなし配当課税の凍結措置する。

【制度の効果】

企業が自己株式を円滑に取得することができ、株式市場の一時的な需給に左右されない堅固な財務体質の形成に寄与する。

④ 非居住者及び外国法人に対する民間国外債の利子等の課税特例の延長

【制度の概要】

非居住者及び及び外国法人に対し、本邦民間企業が発行する国外債の利子及び発行差金に係る所得税及び法人税について非課税とする特例措置をする。

【制度の効果】

わが国企業の発行する国外債の投資対象としての魅力を、これまでどおりに維持し、国際資本市場におけるわが国企業の資金調達を円滑化する。

⑤ 短期社債の償還差益の源泉徴収不適用

【制度の概要】

短期社債（短期社債等の振替に関する法律第2条第1項）の償還差益については、源泉徴収を行わないとする制度である。

【制度の効果】

源泉徴収を免除することにより、短期社債の短期金融商品としての魅力を高め、企業の短期資金調達を円滑化するとともに、短期金融市場の健全な育成を図る。

⑥ C Pに係る印紙税の特例措置の延長

【制度の概要】

約束手形C Pの印紙税については、額面金額によらず一律5,000円とする特例措置をする。

【制度の効果】

C Pの発行コストを抑制することにより、企業の短期金融市場からの資金調達を円滑化する。

(4) その他

① 産業活力再生特別措置法に係る税制措置の拡充

【制度の概要】

産業再生法の認定を受けた事業者が取得する事業革新設備に係る特別償却制度である（初年度に通常の償却に加え24%もしくは18%の特別償却を認める）。

【制度の効果】

「選択と集中」による事業者の事業再構築を進めるため、設備投資の初期負担の軽減による事業者の生産性の向上を支援する。

② 産業技術研究助成事業等の追加

【制度の概要】

産業技術力強化法第18条第1号に基づく新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の適用対象に産業技術研究助成事業等を追加

【制度の効果】

適用対象となる事業に産業技術研究助成事業等を追加することにより、民間企業等における産業技術力強化に資する研究開発を促進する。

③ 「基盤技術研究円滑化法」に基づく基盤技術開発に供する償却資産の追加

【制度の概要】

新エネルギー・産業技術総合開発機構が所有する業務用償却資産の固定資産税に係る課税標準の特例措置（当初5年分1／3、後5年分2／3）に「基盤技術研究円滑化法」に基づく基盤技術開発に供する償却資産を追加する。

【制度の効果】

適用対象に「基盤技術研究円滑化法」に基づく基盤技術開発に供する償却資産を追加することにより、産業技術力の強化のために必要である民間基盤技術研究を促進する。

2. 景気減速等を踏まえた税制面での対応

景気の回復及び構造改革推進に万全を期すため、中小企業が行う前向きな設備投資や研究開発を、税制面でも最大限支援する。

○中小企業投資促進税制の延長・拡充

- ・中小企業の取得する全ての機械・装置や電子計算機等の器具・備品について、7%の税額控除又は30%の特別償却（初年度）を認める本制度を2年間延長（これまでは、毎年、1年間（単年度）の延長）。
- ・対象の機械・装置の取得価格230万円以上を160万円以上に引下げ、対象を拡大（リースの場合：300万円以上→210万円以上）。

○中小企業技術基盤強化税制の延長

- ・中小企業等が支出した試験研究費の10%※の税額控除を認める本制度を、1年間延長する。
- ※通常6%を10%に引上げ。

3. 中小企業関連

(1) 中小法人の自社株に係る相続税課税の軽減制度の創設

中小企業の事業の継続・発展を図るため、中小法人の自社株（取引相場のない株式）に対する相続税課税を軽減する制度を創設する。

○軽減措置の具体的内容

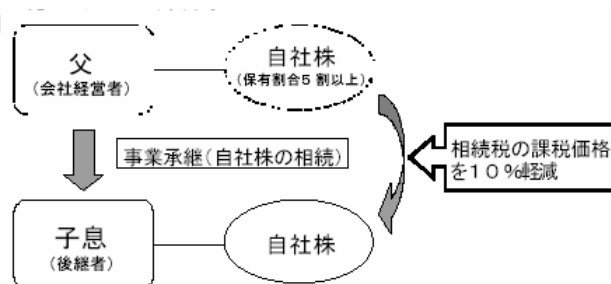
◎中小企業の自社株は、経営に必須で換金不可能という、他の財産とは違う性格。

◎このため、中小企業の事業の継続・発展を図る観点から、中小法人の経営者が所有する自社株に対し、相続税の課税額を10%軽減する制度を創設する。

○対象となる会社は、株式総額10億円未満<相続税評価ベース>の会社

○軽減の対象は、経営者所有の株式のうち、発行済株式総数の3分1の以内で、相続税評価額

【例】



（その他の適用要件）

①小規模宅地等の特例との選択。

②被相続人等が当該会社の発行済株式等の総数の50%以上を所有しており、相続人が、役員として経営していること。
→中小法人の自社株に関する相続税負担に鑑みた全く新しい事業承継税制の創設。（法律措置）
新たな制度の第一歩。

○併せて、取引相場のない株式の物納について、要件の明確化等を図る。

(2) 留保金課税の抜本改革

新事業の開拓、研究開発、「第二創業」等の、新たなチャレンジ（経営革新）に取り組む中小企業やベンチャー企業を支援するため、留保金課税の課税停止となる対象を、抜本的に拡充する。

① 留保金課税制度の概要

○同族会社の内部留保に追加的に課税する制度。

② 平成 14 年度改正の内容

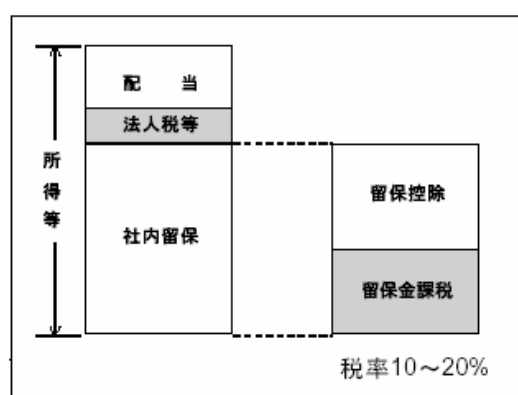
(イ) (A)創業 10 年以内の中小企業、(B)一定のベンチャー企業（法認定）は課税停止（2 年間の延長）。

(ロ) 「経営革新を志向する中小企業やベンチャー企業」を、新たに課税停止の対象に追加。

（前年度の試験研究費及び開発費の対売上高比率が 3 % 超の中小企業。商業・サービス業等も対象）

⇒新たに 3～4 千社の中小企業やベンチャー企業の留保金課税が停止。

(ハ) 中小法人（資本金 1 億円以下）は、一律留保金課税を 5 % 軽減（拡充）。



③ 中小企業新技術体化投資促進（メカトロ）税制の中小企業投資促進税制への統合

メカトロ税制の対象機器（現行告示指定 162 設備）は、拡充された中小企業投資促進税制によって原則措置できることとなるため、メカトロ税制は中小企業投資促進税制に統合する。

④ 欠損金の繰戻し還付措置の適用期限を延長（欠損金の繰戻し還付の不適用の適用除外措置）

【改正内容】

①設立 5 年以内の中小企業等、及び、②中小企業経営革新支援法における経営革新計画の認定を受けた中小企業等について、当期の欠損と前年の所得を通算し、前年に納付した法人税の還付を許容する制度を 2 年間延長する。

⑤ 簡易記帳に係る青色申告特別控除の適用期限の延長

【改正内容】

簡易記帳に係る青色申告特別控除（45 万円）の適用期限を 3 年間延長。

⑥ その他

○事業協同組合等が中小企業総合事業団から集団化等のために融資を受けて取得した土地等を組合員等に再譲渡する場合における登録免許税の軽減措置（経過措置を含む）について所要の見直しを行いつつ、適用期限を 1 年間延長。

○事業協同組合等が環境事業団から譲渡を受けた土地等を組合員等に再譲渡する場合の登録免許税の軽減措置について、所要の措置を講ずる。

○「中小企業流通業務効率化促進法」に規定する認定組合が実施する流通業務効率化事業の用に供する施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置を 2 年間延長。

○中小企業者が環境事業団から集団化のため譲渡を受けた建物に対する資産割に係る事業所税の非課税措置について、所要の見直しを行いつつ、2 年間延長。

4. エネルギー・環境関連税制

① 自動車関連税制

(イ) CO₂対策

○低燃費車に係る自動車取得税の軽減措置（30万円控除）の延長（1年間）

【制度の概要】

省エネ法に基づく燃費基準(トップランナー基準)早期達成車(低排出ガス認定車に限る)課税標準の特例措置(30万円控除)→自家用車で15,000円、営業車・軽で9,000円軽減する

【制度の効果】

低燃費車を早期普及させることにより、地球温暖化対策における運輸部門でのCO₂削減に極めて重要な役割を果たす。

(ロ) 自動車リサイクル対策

○自動車重量税還付制度の創設（税制改正大綱に以下を明記）

【制度の概要】

「使用済み自動車の不法投棄防止及び自動車リサイクルを促進する観点から、自動車重量税について、自動車リサイクル法（仮称）に基づくマニフェストにより適正に解体処理されたことが、改正道路運送車両法の手続により陸運支局長等により確認された使用済み自動車を対象に、自動車検査証の有効期間の残期間相当分を還付する措置を講ずる。」

（注）上記の改正は、自動車リサイクル法（仮称）によりすべての使用済み自動車についてマニフェストが義務付けられるとともに、道路運送車両法の改正により抹消制度が整備される時期に合わせて実施する。

・次期通常国会に提出する自動車リサイクル法（仮称）の附則において、自動車重量税還付制度の創設に係る租税特別措置法改正を盛り込み、措置内容に鑑みて期限なしとする。

【制度の効果】

使用済み自動車を適正処理・リサイクルされるよう政策誘導する。

○自動車等破砕物処理施設、自動車部品再利用製品製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長する

【制度の概要】

自動車等破砕物処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（2／3軽減）

【制度の効果】

公害防止用設備に係る投資負担を軽減し、企業の環境対策を促進

【制度の概要】

自動車部品再利用製品製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（最初の3年間2／3）

【制度の効果】

リサイクル設備等に係る投資負担を軽減し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）対策を促進

(ハ) 排出ガス対策

○最新排出ガス規制適合車に係る自動車取得税の軽減措置（平成15年規制適合車の追加）

【制度の概要】

H14.4.1～H15.9.30に取得する場合 1.0%軽減（5.0%（3.0%）→4.0%（2.0%））

H15.10.1～H16.2.29に取得する場合 0.1%軽減（5.0%（3.0%）→4.9%（2.9%））

【制度の効果】

環境負荷の小さい自動車の普及を促す。

(二) 景気対策

○中小企業投資促進税制の延長（H14.4.1 ～ H16.3.31）（再掲）

【制度の概要】

車両総重量 3.5 トン以上のトラックの取得に関する 30%の特別償却又はの 7%税額控除する。

【制度の効果】

トラック販売の需要喚起を促す。

② エネルギー需給構造改革投資促進税制（エネ革税制）の延長

【制度の概要】

対象設備を取得した場合、7%の税額控除※又は 30%の特別償却

※税額控除の適用は中小企業者等に限る。

【制度の効果】

省エネルギー設備、新エネルギー設備等の導入を促進することにより、地球温暖化防止対策・設備投資促進等に貢献する。

③ 脱特定物質対応型設備の特別償却制度の延長

【制度の概要】

オゾン層保護及び地球温暖化防止を促進するため、CFC（クロロフルオロカーボン）等対応設備から代替物質に対応した設備へ転換した場合の特別償却（16%）制度である。

【制度の効果】

CFC等の使用抑制に有効な設備投資の促進により、オゾン層保護及び地球温暖化防止を効率的に推進する。

④ 公害防止用設備の特別償却制度及び固定資産税の課税標準の特例の延長・拡充

【制度の概要】

公害防止用設備を設置した場合、①初年度最大 16%の特別償却、②固定資産税を 1/6 等に軽減する（対象に廃棄物焼却溶融施設を追加）。

【制度の効果】

公害防止用設備に係る投資負担を軽減し、企業の環境対策を促進することにより、国民の健康被害を防止し、生活環境の維持・向上に資する。

⑤ 再商品化設備等の特別償却制度及び固定資産税の課税標準の特例の延長

【制度の概要】

再商品化設備等を設置した場合、①初年度最大 23%の特別償却、②固定資産税を 2/3 等に軽減する。

【制度の効果】

循環型経済システムの構築に向け、リサイクル設備等に係る投資負担を軽減し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）対策を促進する。

⑥ ガス熱量変更準備金制度の延長

【制度の概要】

都市ガス事業者が、環境特性、安全性に優れ、かつ、対応するガス器具の品揃えの多い天然ガスを中心とする高熱量ガスへの統合（熱量変更）を行う場合に係る所用の経費の一定額を、準備金として積み立てることを認める制度である。

【制度の効果】

①ガス年間売上高に匹敵する熱量変更費用の平準化、②経営基盤の脆弱な中小都市ガス事業者の熱量変更作業の実施の円滑化に資する。

⑦ 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長

【制度の概要】

金属鉱山等の採掘終了後の鉱害防止に係る費用の一定額を、準備金として積み立てることを認める制度である。

【制度の効果】

採掘終了後の金属鉱山等による重金属汚染を防止し、国民の健康の保護及び生活環境の保全に資する。

⑧ 沖縄電力株式会社に対する事業税及び固定資産税の軽減措置の延長

【制度の概要】

①事業税の税率の軽減（1.3%→1.1%）及び②固定資産税の課税標準を軽減（2／3に圧縮）。

【制度の効果】

系統連系ができないことや離島が多いなど、地理的に不利な立地条件にある沖縄県において、電気供給の安定化、電気料金の低廉化を図る。

⑨ 揮発油税免税である灯油の規格を初留点 140 度以上に変更

【制度の概要】

揮発油税法上の灯油の規格（現行：初留点 145 度以上）を 140 度以上に変更。

【制度の効果】

喫緊の課題であるディーゼル自動車排気ガス対策として求められている軽油中の硫黄分削減について、早急な軽油の低硫黄化を図ることができる。灯油の生産能力を向上することにより、その安定供給に資する。

⑩ 農林漁業用輸入 A 重油の石油税免税措置及び農林漁業用国産 A 重油の石油税還付措置の延長

【制度の概要】

農林漁業用に用いられる A 重油の石油税（2,040 円／K L）を免税・還付する。

【制度の効果】

国民生活に重要な役割を果たしている農林漁業の経営の安定化に資する。

⑪ 石油化学製品の製造のために消費される揮発油を、揮発油税及び地方道路税の免税の対象に追加

【制度の概要】

ポリビニルエーテルの製造に用いられる揮発油について、揮発油税及び地方道路税の免税対象に追加する。

【制度の効果】

オゾン層を破壊しない代替フロン(H F C)を用いたエアコン用の潤滑油として開発されたポリビニルエーテルの供給を円滑化することにより、オゾン層の保護を推進する。

⑫ 石油化学製品製造用輸入ナフサ等の石油税免税措置及び石油化学製品製造用国産ナフサの石油税還付措置の延長

【制度の概要】

石油化学製品の原料であるナフサ等に係る石油税(例：輸入ナフサ 2,040 円／K L)を免税・還付する。

【制度の効果】

石油化学産業の原料調達において、引き続き欧米諸国と同等の条件を確保し、国際競争力の維持・強化を図る。

⑬ 火薬類取締法、高圧ガス保安法、ガス事業法、液化石油ガス法、石油コンビナート等災害防止法に基づき設置された土堤、防爆壁、障壁、貯槽室、流出油防止堤に対する固定資産税の課税標準の特例措置の延長

【制度の効果】

敷地の有効活用、建設費の面で事業者には大きな負担を課す上記構造物に係る固定資産税の負担軽減措置を講ずることにより、保安の確保及び災害の防止を促進する。

5. その他の租税特別措置

① 沖縄振興税制の整備

(イ) 情報通信産業の振興のための税制

情報通信産業振興地域のうち特定の地区を特定情報中枢機能振興地区(仮称)として指定し、同地区内に新設された情報中枢事業を営む法人について、常時使用する従業員が20人以上であること等の要件の下、設立後10年間、35%の所得控除を認める。ただし、投資税額控除制度との選択を適用した。

情報通信産業振興地域の税制上の措置について、対象業務及び対象設備を拡充した上で、適用期限を5年延長した。

(ロ) 産業の総合的な振興のための税制

自由貿易地域及び特別自由貿易地域における税制上の措置の適用を5年延長するとともに、保税許可手数料の2分の1軽減措置の対象を保税展示場及び総合保税地域に拡充した。

現行工業等開発地区を発展させ、産業総合振興地域(仮称)制度を創設し、対象業種及び対象設備を拡充した。

(ハ) 観光振興のための税制

沖縄型特定免税店制度について、観光振興地域内の一定施設に設置すること及び購入した物品の引渡しを空港内の特定免税店において行うことを条件に、空港外への特定免税店の設置を認めた上、その適用期限を5年延長した。

観光振興地域の税制上の措置について、地域指定要件の緩和及び対象施設要件の緩和を行った上、適用期限を延長した。

(ニ) 沖縄型重要産業分野の中小企業発展支援のための税制

○沖縄振興特別措置法(仮称)において中小企業経営革新支援法の特例措置が講じられることに伴い、経営革新計画の承認を受けた中小企業者に対して、機械装置等の15%の税額控除又は34%の特別償却等の税制措置を講じた。

(参考) 金融業務特別地区(仮称)制度の創設

①金融業務特別地区(仮称)内において新設された金融業、金融関連業を営む法人について、常時使用する従業員が20人以上であること等の要件の下、設立後10年間、35%の所得控除を認める。ただし、金融業務特別地区内における直接人件費の20%を限度。

②機械装置等、建物等について、それぞれ15%、8%の税額控除を認める。※注：①と②は、選択制。

② 2005年日本国際博覧会出展準備金制度の創設

【制度の概要】

(財)2005年日本国際博覧会協会等と出展参加契約を締結した民間企業等が積み立てる、出展のための準備金の損金又は必要経費への算入を認める制度。

【制度の効果】

わが国の産業及び文化の発展を促進することを目的とした2005年日本国際博覧会に出展する民間企業等について、一時的に発生する出展費用の平準化を図り、出展参加を更に促進する。

③ 「中心市街地活性化法」関連税制の延長

【制度の概要】

- ・商業施設等の特別償却(8%又は12%)
- ・認定特定事業計画等に基づき施設等を取得した場合の所有権の移転登記に係る登録免許税の軽減(5%→2.5%)
(商業施設、商業基盤施設を整備するもの)

【制度の効果】

中心市街地の活性化の核となる商業施設等の円滑な整備を促進する。

④ 阪神・淡路大震災関連税制の延長

【制度の概要】

- ・被災代替資産等の特別償却（機械等 20%、建物等 10%〔中小企業者等は機械等 24%、建物等 12%〕）
- ・特定の資産の買換えの場合の課税（譲渡所得）の特例

【制度の効果】

被災者等の負担の軽減を図ることにより、被災地域の早期産業復興を促進する。

⑤ 海外投資等損失準備金制度の延長

【制度の概要】

海外で行う資源の探鉱及び開発事業に投融資等を行った内国法人に、一定割合（探鉱段階 100%、開発段階 30%）の準備金の積立を認める制度である。

【制度の効果】

我が国の自主資源開発の比率を高めることにより、資源・エネルギーの安定供給を確保する。

⑥ 輸入・対内投資法に基づく欠損金の繰越期間の特例の延長

【制度の概要】

外国企業等の我が国市場への参入を容易にするため、特定対内投資事業者の設立後5年間に生じる欠損金について繰越期間を延長する（通常5年→7年）

【制度の効果】

- ・対日直接投資の促進により、我が国経済の活性化や設備投資、雇用の創出に寄与。
- ・新たな経営ノウハウ・技術の導入や新規事業の創造等による経済構造改革を推進。

6. 外形標準課税

○平成 14 年度税制改正において総務省案の導入は見送り。

○税制改正大綱における記述は以下のとおり。

「今後、各方面の意見を聞きながら検討を深め、具体案を得たうえで、景気の状態等も勘案しつつ、平成 15 年度税制改正を目途にその導入を図る。」